

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業 交付要綱

令和5年3月23日 制定

令和6年3月26日 一部改正

公益社団法人全日本トラック協会

公益社団法人広島県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、会員事業者が、運転者不足に対応するための総合的な取り組みの一環として、国が創設した「働きやすい職場認証制度」（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」、以下「本制度」という。）の認証取得（新規認証または継続認証）をした場合、その費用の一部を助成する。

（助成対象）

第2条 助成の対象となる経費は、次に掲げる本制度の認証取得のためにかかる以下の費用とする。

- （1）新規取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料
- （2）同位認証継続にかかる審査料・登録料
- （3）三つ星の新規認証取得にかかる審査料・登録料

（申請受付）

第3条 令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

なお、助成は申請順に行うこととし、予算額に達した場合は申請受付を締め切る。

（助成額）

第4条 助成金は、事業者が本制度の認証取得に係る費用を負担した場合に、新規取得は3万円（一つ星、二つ星の場合）、同位認証継続は2万を上限として交付する。なお、三つ星の新規取得については5万円を上限として交付する。

（申請方法）

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、会員の所属する協会支部に提出する。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付すること。

ア 働きやすい職場認証制度登録証書の写し

- イ 運転者職場環境良好度認証制度 審査申込書（様式A）の写し
- ウ 本申請にかかる本社・営業所一覧（様式B）の写し
- エ 審査・登録に係る領収証の写し又は支払いを証する書類
- オ 振込先預金通帳の口座名義記載ページの写

3 所属する協会支部への提出期限は、令和7年2月28日（必着）とする。

4 前年度会費未納会員事業者については、助成対象外とする。

（助成金の返還）

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

以上

（附 則）

本要綱は、令和5年4月1日より施行する。

令和6年3月26日 一部改正（令和6年4月1日施行）